

前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職、休職及び降給の事由、手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第11条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員であって、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職、休職及び降給の事由、手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第11条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 省略</p>